

パブリックコメント

みなさんの意見を募集します



公共施設使用料の見直し方針案

公共施設の維持管理経費は、施設を利用する方からの使用料と、市民の方からの税金によって賄われています。使用料については、行政の関与の必要性や受益者負担のあり方を明らかにしたうえで適正に設定する必要があります。しかし、現在の市の使用料は統一的な基準がなく、各施設で個別に設定をしており、長年見直しがされていません。

そこで、適正に負担を分かち合い、将来にわたって安定したサービスを提供していくため、市として、使用料見直しの統一的な基準を策定します。策定にあたって、市民説明会兼意見交換会の開催および書面による意見募集を行います。

市民説明会兼意見交換会

公共施設使用料の見直し方針案について、説明をするとともに、ご意見をお聴きします。

日時	場所
11月22日(金) 午後7時	神島田公民館大集会室
11月23日(土・祝) 午後2時	生涯学習センター第6会議室
11月24日(日) 午前10時	図書館大集会室

※3会場とも同内容です。

対象 どなたでも

申込 不要

見直し方針案に対する意見募集

意見募集期間

11月18日(月)～12月6日(金)

公表方法

市ホームページまたは企画政策課(市役所3階)において、見直し方針案が閲覧できます。

意見の提出方法

見直し方針案の内容をご確認の上、「住所、氏名、電話番号、ご意見」を明記し、直接または郵送、FAX、電子メールでご提出ください。

提出先

〒496-8686(住所不要) 企画政策課宛

FAX 24-1791

✉ machi@city.tsushima.lg.jp

問合 企画政策課行政経営G ☎55-9465

都市再生整備計画(津島市まちなか歴史・文化地区)の事後評価(案)

市では、平成27年に都市再生整備計画を策定して、小路整備や山車蔵修景の支援等を行い、まちのにぎわい創出に取り組んできました。この計画は、平成26年3月に「尾張津島天王祭の車楽舟行事」を含む「山・鉾・屋台行事」がユネスコ無形文化遺産の登録に向けて提案されたことを受けて策定されたものです。

本年度が平成27年度からの計画の最終年度となります。今後のまちづくりに繋げていくことを目的に市民の皆さんからの意見を募集して事後評価を行います。

意見募集期間

11月21日(休)～12月20日(金)

公表方法

市ホームページまたは市役所総合案内、シティプロモーション課(市役所3階)、神守支所および神島田連絡所において、事後評価(案)の閲覧ができます。

意見の提出方法

事後評価(案)の内容をご確認の上、「住所、氏名、電話番号、ご意見」を明記し、直接または郵送、FAX、電子メールで担当課へ提出するか、市役所総合案内、神守支所、神島田連絡所に設置してある投函箱に投函してください。書式は自由です。

提出先

〒496-8686(住所不要) シティプロモーション課宛

FAX 24-1791

✉ citypro@city.tsushima.lg.jp

問合 シティプロモーション課プロモーションG

☎55-9589



市職員採用候補者募集

令和2年度採用予定の市職員候補者試験(二次募集)を行います。

採用予定職種等 下表のとおり

試験日 12月1日(日)

提出書類

- ・職員採用候補者試験申込書(所定の用紙で、市ホームページからダウンロードできます)
- ・写真2枚 縦4cm×横3cm(1枚は申込書に貼付) 6カ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもの
- ・最高学歴の卒業証明書または卒業見込証明書
- ・最高学歴の成績証明書
- ・受験資格要件となっている職種免許証等の写し
- ・障害者手帳等の写し(一般事務職(障がい者を有する方)のみ)

受付期間 11月1日(金)～15日(金)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日、祝日は除く)

受付場所 人事秘書課(市役所3階)

問合せ 人事秘書課人事G ☎24-1124



職種区分	受験資格		採用予定人数
	学歴・免許等	年齢	
一般事務職	大学・短大を卒業、または令和2年3月卒業見込みの方	平成元年4月2日以降に生まれた方	若干名
一般事務職(障がい者を有する方)	大学・短大を卒業、または令和2年3月卒業見込みの方で、身体障害者手帳、療育手帳(※1)、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	昭和59年4月2日以降に生まれた方	若干名
一般事務職(社会福祉士)※2	大学・短大を卒業、または令和2年3月卒業見込みの方で、社会福祉士資格所有、または令和2年3月取得見込みの方	平成元年4月2日以降に生まれた方	若干名
技術職(土木)	大学を卒業、または令和2年3月卒業見込みの方で、土木に関する課程を専攻した方	平成元年4月2日以降に生まれた方	若干名
保育士・教諭	大学・短大を卒業、または令和2年3月卒業見込みの方で、保育士資格および幼稚園教諭免許の両方を所有、または令和2年3月取得見込みの方	昭和59年4月2日以降に生まれた方	若干名

※1 療育手帳は、交付する都道府県または政令指定都市により名称が異なる場合があります。

※2 一般事務職(社会福祉士)で採用された場合は、主に社会福祉事務に従事しますが、他の行政事務も行います。

注 ○日本国籍を持たない方も受験できます。ただし、採用後、公権力の行使または公の意思形成への参画に携わる職には任用されません。

○地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する方は受験できません。

年末調整について

毎月の給料やボーナスから所得税が源泉徴収され、12月に年末調整で所得税の過不足が精算されることになっています。年末調整の対象となる方は、勤務先に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している方です。

平成29年度税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の見直しが行われ、平成30年分の年末調整から合計所得金額が1,000万円を超える方は配偶者控除の適用がなくなりました。また、配偶者特別控除についても控除額が改正され、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。

年末調整をすることによってその年の所得税の税額が確定するため、確定申告をする必要はありませんが、次の場合などは確定申告を行う必要があります。

- ・給与収入が2,000万円を超える場合
- ・平成31年1月1日～令和元年12月31日の間に支払った医療費があり、医療費控除が必要な場合
- ・給与所得および退職所得以外に20万円を超える所得がある場合
- ・2カ所以上の事業所などから給与・賃金を受けている場合(所得の要件等により確定申告をする必要がない場合もあります)

問合

所得税 津島税務署 ☎26-2161

市・県民税 税務課市民税G ☎55-9263

暮らしと税金 無料税務相談会

税金について心配なことがありましたら、お気軽にご参加ください。

日時 11月17日(日)

午前10時～午後2時

場所 ヨシヅヤ津島本店

問合 東海税理士会津島支部事務局

☎23-0455(平日午前9時～午後3時)

🌐 <http://www.ta-tsushima.gr.jp/>



税

のお知らせ

年末調整・青色申告決算等説明会 (および消費税軽減税率制度説明会)

開催日	時間	説明会
11月20日(水)	午前9時30分～ 11時30分	年末調整等説明会
	午前11時30分～ 正午	消費税軽減税率 制度説明会
11月21日(木)	午後1時30分～ 3時30分	青色申告決算等 説明会
	午後3時30分～ 4時	消費税軽減税率 制度説明会

場所 文化会館小ホール

- ・e-Taxまたは国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用された方、地方税会場にて申告書を作成された方、税理士または青色申告会、商工会議所を通じて確定申告書を提出された方には、確定申告書および青色申告決算書等は送付されません。
- ・確定申告書および青色申告決算書等が必要な場合は、国税庁ホームページから出力していただくか、税務署の窓口でお受け取りください。

問合 津島税務署 ☎26-2161

個人事業税第2期分の納期限は 12月2日(月)です

個人事業税は、個人で事業を営む方にかかる税金です。

第2期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封されています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

問合 西尾張県税事務所 ☎0586-45-3169

🌐 <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

パート収入と税(夫婦・親子と税)

年末調整や確定申告で、配偶者控除や配偶者特別控除、または扶養控除の対象とされる方にパート収入があると、その収入金額によって次のような注意が必要です。

- ① 配偶者控除または配偶者特別控除を受けられるかどうか
- ② 扶養控除を受けられるかどうか
- ③ 控除の対象となる方自身に税金がかかるかどうか

パート収入は通常、給与所得になりますので、その場合は下表のようになります。ただし、合計所得が1,000万円を超える納税者については配偶者控除および配偶者特別控除を受けることができません。

問合 税務課市民税G
☎55-9263



パート収入と税金および各種控除(※控除を受ける方の所得が900万円以下の場合)

パート収入金額	市・県民税		所得税	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除
	均等割	所得割				
930,000円以下	かからない	かからない	かからない	38万円 (33万円)	受けられない	38万円 (33万円)
1,000,000円以下	かかる					
1,030,000円以下						
1,030,000円超1,500,000円以下		38万円 (33万円)				
1,500,000円超1,550,000円以下		36万円 (33万円)				
1,550,000円超1,600,000円以下		31万円				
1,600,000円超1,667,999円以下		26万円				
1,667,999円超1,751,999円以下		21万円				
1,751,999円超1,831,999円以下		16万円				
1,831,999円超1,903,999円以下		11万円				
1,903,999円超1,971,999円以下		6万円				
1,971,999円超2,015,999円以下		3万円				
2,015,999円超	受けられない					

※1 市・県民税および所得税の「かかる」については、生命保険料控除、扶養控除等の有無により、かからない場合もあります。

※2 配偶者控除、配偶者特別控除および扶養控除の()内の金額は、市・県民税の控除額です。

※3 控除を受ける方の所得が①「900万円超950万円以下の方」および②「950万円超1,000万円以下の方」は控除額が段階的に減額され、配偶者控除および配偶者特別控除の控除額が上記と異なります。

参考

扶養控除については、扶養親族の年齢により控除額が異なります。

扶養親族	区 分		控 除 額		
	年齢	生年月日		所得税	市・県民税
年少扶養	0歳～15歳	平成16年1月2日 以後		なし	なし
一般扶養	16歳～18歳	平成13年1月2日 以後	平成16年1月1日 以前	38万円	33万円
	23歳～69歳	昭和25年1月2日 以後	平成 9年1月1日 以前		
特定扶養	19歳～22歳	平成 9年1月2日 以後	平成13年1月1日 以前	63万円	45万円
老人扶養	70歳～	昭和25年1月1日 以前		48万円	38万円

※老人扶養親族のうち、扶養者またはその配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)で、同居の常況にある親族の場合は、加算額(所得税:10万円、市・県民税:7万円)があります。